

計画作成年度	平成25年度
計画変更年度	平成26年度
計画更新年度	平成28年度
計画主体	南部町

南部町鳥獣被害防止計画（更新）

平成28年度～平成30年度

<連絡先>

担当部署名 南部町役場 農林課
青森県三戸郡南部町大字苫米地字下宿23-1
電話番号 0178-84-2111 (代表)
0178-76-2308 (直通)
FAX番号 0178-76-2968
メールアドレス norin@town.aomori-nanbu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、ムクドリ、ヒヨドリ、スズメ、カルガモ、カワウ ツキノワグマ、ニホンジカ
計画期間	平成28年度～平成30年度
対象地域	南部町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成26年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス	果樹 (おうとう、りんご等)	1.29ha 4,938千円
ムクドリ	果樹 (おうとう、りんご等)	0.53ha 2,025千円
ヒヨドリ	果樹 (おうとう、りんご等)	0.52ha 1,975千円
スズメ	果樹 (おうとう、りんご等)	0.26ha 988千円
カルガモ	水稻	0.31ha 400千円
カワウ	アユを中心とした内水面の魚類	—ha 280千円
ツキノワグマ	果樹(モモ等) 野菜(スイートコーン)	—ha —千円
ニホンジカ	—	—ha —千円

(2) 被害の傾向

カラス	年間を通し、果樹園において果樹等に被害が発生しており、特に6月～7月にかけておうとう、9月～12月にかけてはりんごの被害が多発しており、被害区域も町全域へと年々拡大傾向にある。
ムクドリ	年間を通し、果樹園において果樹等に被害が発生しており、特に6月～7月にかけておうとう、9月～12月にかけてはりんごの被害が多発しており、被害区域も町全域へと年々拡大傾向にある。
ヒヨドリ	年間を通し、果樹園において果樹等に被害が発生しており、特に6月～7月にかけておうとう、9月～12月にかけてはりんごの被害が多発しており、被害区域も町全域へと年々拡大傾向にある。

スズメ	年間を通し、果樹園において果樹等に被害が発生しており、特に6月～7月にかけておうとう、9月～12月にかけてはりんごの被害が多発しており、被害区域も町全域へと年々拡大傾向にある。
カルガモ	年間を通し、水田において水稻等に被害が発生しており、特に5月の田植え後の中苗時の食害が多く、その後も苗の引き抜きや踏みつけ、稲の倒伏、食いちぎり等により減収につながる被害がある。被害区域も町全域へと年々拡大傾向にある。
カワウ	平成26年は100羽程度の個体数が確認され、馬淵川本流支流において、アユを中心とした魚類への食害が発生している。 特に毎年5月～6月に漁協が行っているアユの稚魚放流後の食害の被害が大きく、年々増加傾向にある。
ツキノワグマ	毎年7～9月に、山間部の果樹園や畑において果樹等に被害が発生している、特に収穫期のモモ、スイートコーンの被害がみられ、被害区域も年々拡大傾向にある。
ニホンジカ	ニホンジカを目撃が増加しており、今後、農作物被害の発生及び、被害の増加が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	区分	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成30年度)
カラス	金額	4,938 千円	4,444 千円
	面積	1.29 ha	1.16 ha
ムクドリ	金額	2,025 千円	1,823 千円
	面積	0.53 ha	0.48 ha
ヒヨドリ	金額	1,975 千円	1,778 千円
	面積	0.52 ha	0.47 ha
スズメ	金額	988 千円	889 千円
	面積	0.26 ha	0.23 ha
カルガモ	金額	400 千円	360 千円
	面積	0.31 ha	0.28 ha
カワウ	金額	280 千円	252 千円
	面積	— ha	— ha
ツキノワグマ	金額	— 千円	— 千円
	面積	— ha	— ha
ニホンジカ	金額	— 千円	— 千円
	面積	— ha	— ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>①カラス、ムクドリ、ヒヨドリ、スズメ カルガモ、カワウ (捕獲体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町からの指導及び許可のもと、八戸農業協同組合等が青森県猟友会南部町支部に依頼し、有害鳥獣捕獲を行っている。 ・町では、八戸農業協同組合を通じて青森県猟友会南部町支部に対し補助金を支給している。 (捕獲機材の導入) ・カラス誘引(誘き寄せ)用スピーカー2基 (捕獲鳥獣の処理方法) ・捕殺、埋却 <p>②ツキノワグマ、ニホンジカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目撃した場合、警察等に連絡し注意喚起している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲に従事する猟友会員の高齢化に加え捕獲業務の実施期間が農繁期と重なるため従事者が不足している。
防護柵の設置等に関する取組	<p>①カラス、ムクドリ、ヒヨドリ、スズメ、カルガモ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害を受けた農家が、自衛手段として、ほ場内に防鳥網の設置、爆音器、擬音装置による追払い活動や、放任園の解消、防鳥テープの設置等を実施している。 <p>②ツキノワグマ、ニホンジカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵は設置していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防鳥網を設置するには、被害範囲が広範囲であるため、設置費と維持管理に係る経費負担が課題となる。 ・侵入防止柵の設置については、設置費と維持管理に係る経費負担が課題となる。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・これまでは、被害農家による追い払い活動等と猟友会による捕獲業務を実施してきたが、従来の追い払い活動では一定の効果はあるものの十分ではないため、鳥獣被害対策実施隊による追い払いや捕獲活動を行う。 ・生産者、農協職員、漁協関係者等から被害状況を聴取し、鳥獣の種類や出没時期、被害内容を把握し、対策の実施に活かす。 ・被害農家の自己防衛意識の啓発に努めるとともに、鳥獣の保護と適正な捕獲を考慮した捕獲体制の整備を図り、野生鳥獣による農作物被害の軽減に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農林業者等から被害の申告を受けた町は、町が組織した「鳥獣被害対策実施隊」を派遣し、被害状況の確認、巡回指導等を行うほか、必要に応じて、対象鳥獣の捕獲活動を実施させる。

また、町は、被害を受けた農林業者や農業協同組合等から依頼を受けた猟友会に対しては、関係機関と連携して、指導・助言を行い、猟友会が有害鳥獣の捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 28 年度 ～ 平成30年度	カラス、ムクドリ ヒヨドリ、スズメ カルガモ、カワウ ツキノワグマ ニホンジカ	猟友会等関係団体と連携して担い手の育成、確保を図る。 ツキノワグマ捕獲のための箱わなの導入及び、ニホンジカ捕獲のための囲いわなの導入を検討し、加害個体に対して、効率的な捕獲体制を整備する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>①カラス 依然として農作物への食害や食害以外の加害（果実へのツツキ、爪痕、また、果実用袋破損等）があることから、加害個体を確実に減少させるため、840羽とする。</p> <p>②ムクドリ 依然として農作物への食害や食害以外の加害（果実へのツツキ、爪痕、また、果実用袋破損等）があることから、加害個体を確実に減少させるため、150羽とする。</p> <p>③ヒヨドリ 依然として農作物への食害や食害以外の加害（果実へのツツキ、爪痕、また、果実用袋破損等）があることから、加害個体を確実に減少させるため、70羽とする。</p> <p>④スズメ 依然として農作物への食害や食害以外の加害（果実へのツツキ、爪痕、また、果実用袋破損等）があることから、加害個体を確実に減少させるため、60羽とする。</p> <p>⑤カルガモ ここ数年の捕獲数は減少しているものの、依然として農作物への食害や食害以外の加害（稲の倒伏等）があることから、加害個体を確実に減少させるため、100羽とする。</p>

⑥カワウ

ここ数年確認個体数が増加傾向であり、アユを中心とした内水面の魚類への食害があることから、加害個体を確実に減少させるため、20羽とする。

⑦ツキノワグマ

ここ数年確認個体数が増加傾向であり、農作物への食害、樹木への爪痕や枝折り等の破損がみられることから、加害個体を確実に減少させるため、必要最小数とする。

⑧ニホンジカ

ここ数年目撃個体数が増加傾向であり、農作物への食害等が懸念されることから、未然に農作物被害を防止するため、必要最小数とする。

(過去の捕獲等実績)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平均
カラス	557	451	561	523
ムクドリ	162	55	98	105
ヒヨドリ	121	50	47	73
スズメ	124	35	38	66
カルガモ	54	85	160	100
カワウ	0	17	6	8
ツキノワグマ	—	—	—	—
ニホンジカ	—	—	—	—

対象鳥獣	捕獲計画数等 (羽)		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
カラス	840	840	840
ムクドリ	150	150	150
ヒヨドリ	70	70	70
スズメ	60	60	60
カルガモ	100	100	100
カワウ	20	20	20
ツキノワグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンジカ	必要最小数	必要最小数	必要最小数

捕獲等の取組内容
<p>対象鳥獣：カラス 捕獲手段：銃器 実施期間：通年 実施場所：農作物被害のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。</p>
<p>対象鳥獣：ムクドリ 捕獲手段：銃器 実施期間：通年 実施場所：農作物被害のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。</p>
<p>対象鳥獣：ヒヨドリ 捕獲手段：銃器 実施期間：通年 実施場所：農作物被害のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。</p>
<p>対象鳥獣：スズメ 捕獲手段：銃器 実施期間：通年 実施場所：農作物被害のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。</p>
<p>対象鳥獣：カルガモ 捕獲手段：銃器 実施期間：4月～11月 実施場所：農作物被害のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。</p>
<p>対象鳥獣：カワウ 捕獲手段：銃器 実施期間：通年 実施場所：食害のあった河川の流域において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、捕獲業務に適した場所を設定する。</p>
<p>対象鳥獣：ツキノワグマ 捕獲手段：箱わな、銃器 実施期間：通年 実施場所：被害の集中する農作物の収穫時期前に、出没及び被害の発生した地区において、追払いを実施した上で、追払い効果の低い個体を箱わな、または銃器により捕獲する。</p>

対象鳥獣：ニホンジカ 捕獲手段：囲いわな、銃器 実施期間：通年 実施場所：出没及び農作物被害のあった周辺において関係団体と協議し、2次災害の危険等を考慮した上で、囲いわなや銃器により捕獲する。

ライフル銃による捕獲等と実施する必要性及びその取組内容 被害の防止として、箱わな又はライフル銃以外の猟銃を使用した捕獲を実施するとともに、ツキノワグマ、ニホンジカといった大型獣類の捕獲に使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし（権限委譲済）	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	28年度	29年度	30年度
カラス、ムクドリ ヒヨドリ、スズメ カルガモ、カワウ ツキノワグマ ニホンジカ	なし	なし	なし

(2) その他被害防止に関する取組

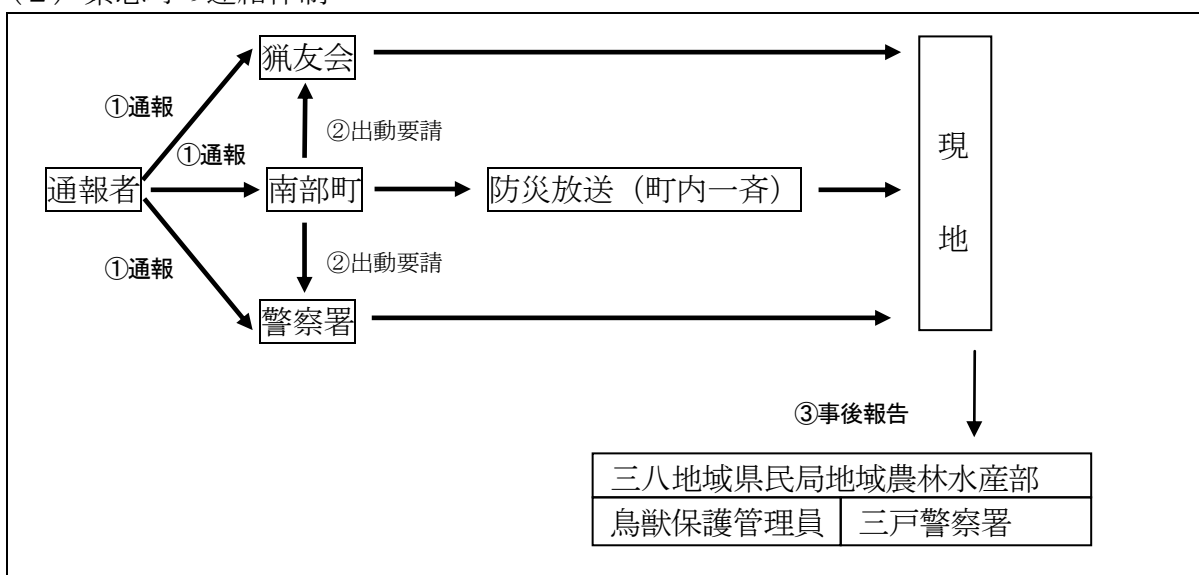
年度	対象鳥獣	取組内容
平成28年度 ～ 平成30年度	カラス、ムクドリ ヒヨドリ、スズメ カルガモ ツキノワグマ ニホンジカ	緩衝帯整備、収穫物の適期収穫、刈り取り、爆音機の使用、放任果樹の除去等の取組を農家に対して指導する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南部町 農林課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内へ一斉に防災無線放送 ・ 猟友会、三戸警察署への出動要請
青森県警 三戸警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場確認等 ・ 銃器等の取扱い指導、助言等
青森県猟友会 南部町支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急捕獲の対応

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	南部町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
南部町 農林課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害防止対策の実施 ・ 有害鳥獣捕獲業務の決定機関
青森県三八地域県民局地域農林水産部（農業普及振興室・林業振興課）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣捕獲の専門的指導、助言
青森県警 三戸警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銃器等の取扱い指導、助言
八戸農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物被害に関する情報
鳥獣保護管理員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生動物との共存に係わる助言、指導
青森県猟友会 南部町支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣捕獲業務の実施 ・ 自己防衛対策の指導、助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
なし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

南部町鳥獣被害対策実施隊の設置 ・実施隊員は、町職員及び南部町猟友会員より選出し、構成する。 南部町鳥獣被害対策実施隊の活動 ・被害防止計画に取り組むため、関係機関と連絡する。 ・被害農家への啓発や防除方法の指導を行う。 ・有害鳥獣の捕獲及び追い払い作業を行う。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に関する研修会等に積極的に参加する。 また、近隣市町村との連携を強化し情報の共有化や対策の検討を行う。
--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正に処理する。また、学術研究等に利用できる場合は、研究機関等に提供する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし
